

# 売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

## □ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

## □ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

## □ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

## □ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

## □ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

**所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。

**住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

**内訳、面積欄**の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

**道路と敷地の関係欄**には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

**法令に基づく制限欄**

**都市計画法・建築基準法欄**には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載していません。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

**その他の制限欄**には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

**私道の負担等に関する事項欄**には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

**供給処理施設の状況欄**の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類
  - 「有」… 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
  - 「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
  - 「無」… 前面道路に配管等がありません。
- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

**公共施設等欄**には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。（距離は目安です。）

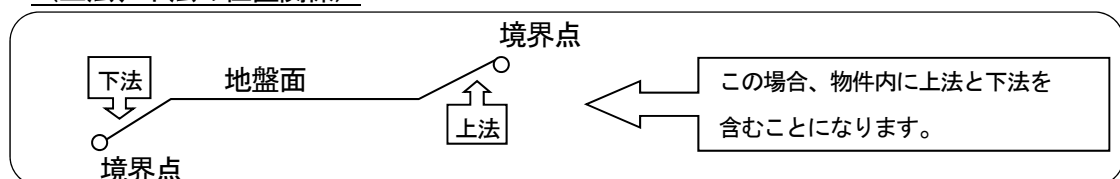
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuki/beppyou.html>

**留意事項欄**では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



**案内図**は、現地までの略図です。

**交通機関欄**の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・ 徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・ 公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

**現況図**は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

**※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。**

# 物 件 調 査 書

物件番号 2838

最低売却価格

918万円

所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目9-9				
住居表示	-				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	9-9-9	宅地	59.78㎡	-	
	合計(1筆)		※1	59.78㎡	-
道路と敷地の関係	北東側で幅員約12mの舗装市道(法第42条第1項第3号道路)に接面 南側で幅員約4mの舗装市道(当該市道は本物件南西方向では法第42条第1項第1号道路ですが、南東方向では法第42条第2項道路となります)に接面 ※2 北西から南東にかけて都市計画道路(3・5・7 坂本鶴ヶ峰線 代表幅員:15m)決定線が抵触 ※3				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-
	その他の制限	都市計画法第53条(都市計画道路区域内の建築制限) ※3			
		日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)			
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)、緑化地域(都市緑化法)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	有	負担等の内容	セットバック ※2	
	施設の状況				事業所等
供給処理施設の状況	電気	可	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	北東側道路配管200mm、宅内引込13mm(S51) ※4	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	北東側道路配管(汚水250mm) ※4	横浜市旭区旭土木事務所 045-953-8801	
	都市ガス	可	南側接面道路配管(低圧200mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	旭区役所		物件の北西方	約0.8km	
	横浜市立本宿小学校		物件の南西方	約0.9km	
	横浜市立本宿中学校		物件の南方	約1.4km	
留意事項	<b>本物件は現況での引渡しとなります。</b>				
	「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分ご確認下さい。特に、個人が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札にご参加下さい。				
	※1 本物件は公簿面積により売却します。				
	※2 本物件の南側接面道路のうち約4分の3(東側)は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックが必要です。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築指導課(045-671-4531)にお問い合わせください。				
	※3 本物件内には、北西から南東にかけて都市計画道路(3・5・7 坂本鶴ヶ峰線 代表幅員:15m)決定線が抵触しており、都市計画法第53条に基づく建築制限を受けます。詳細については横浜市建築局都市計画課(045-671-3510)にお問い合わせください。				
	※4 北東側隣接地(道路用地)に、本物件のために利用していた水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分が残っています。また、本物件と北東側隣接地(道路用地)の境界に、本物件のために利用していた下水道の接続樋が存しており、一部が北東側隣接地に位置しています。これらの水道メーターボックスの蓋、止水栓(2か所)、ブロック塀の基礎部分、下水道の接続樋の撤去・移設等について所有権移転の日から6か月以内に買受人の費用負担で行っていただきます。道路用地における施工については旭土木事務所(TEL045-953-8801)、止水栓移設については横浜市水道局給水工事受付センター(TEL045-489-3085)にお問い合わせください。横浜市(売主)は協議・費用負担等について、一切対応いたしません(売買契約書に明記)。詳細については、本物件の売払人である水道局資産活用課(TEL045-671-3658)にお問い合わせください。				
	・本物件には、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の建物が存していましたが、令和5年12月に地表部分まで撤去し、滅失登記を行っています。地下に埋設物が残存している可能性があります。この件は最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)はガラ等が出土した場合でも契約不適合責任を一切負いません。				
	・土地利用の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれがある履歴は確認できませんでした。本物件について、指定調査機関による土壌汚染状況調査は行っていません。				
	・本物件の土壌が、土壌汚染対策法の土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある場合及び土砂搬出先の受け入れ基準を超過した場合であっても、名目の如何を問わず、買受人は、横浜市(売主)に対し一切の請求をしないものとします。土壌に関する一切については、横浜市(売主)は、契約不適合責任を負いません。				
・本物件の北東側及び南側隣接地(いずれも道路用地)との境界(「現況図」の境界点3)は、柵の中に位置しています。境界標の存在は確認していません。隣接地所有者とは境界に関して書面は取り交わしていません。					
・本物件の南側隣接地(道路用地)との境界はU字溝及び柵の上にあります。隣接地所有者とは、U字溝及び柵に関しての一切の書面は取り交わしていません。当該U字溝及び柵については、機能を保持する必要があります。U字溝及び柵の維持管理・修繕等を旭土木事務所(TEL045-953-8801)が行うため、所有権移転の日から3か月以内に旭土木事務所へ土地使用承諾書を提出してください。(様式あり)なお、U字溝及び柵に関する、隣接地所有者との協議、書面の取り交わし、補修・修繕・改修・撤去・再築造・安全対策等については横浜市(売主)は対応いたしません(売買契約書に明記)。詳細については、本物件の売払人である水道局資産活用課(TEL045-671-3658)にお問い合わせください。					
・本物件西側隣接地のブロック塀の一部が本物件の敷地内に位置しています。隣接地所有者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。					
・西側隣接地の樹木の一部が本物件に越境しています。樹木の剪定にあたっては隣接地所有者との協議が必要です。					
・本物件南側道路沿いに道路標識があり、道路標識上部が本物件上空に位置している可能性があります。移設及び撤去の可否等の取扱いについては神奈川県警察旭警察署(TEL045-361-0110)にお問合せください。横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件は交通量の多い道路に面しており、車両の通行に伴う騒音、振動等が発生する可能性があります。					
・本物件の南側近隣に「横浜市立鶴ヶ峰小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては粉塵や児童・生徒の歓声等が聞こえる場合があります。					
・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認して下さい。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合がありますことをご了承ください。					
「売払物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売払人(連絡先)

横浜市(水道局資産活用課 045-671-3658)



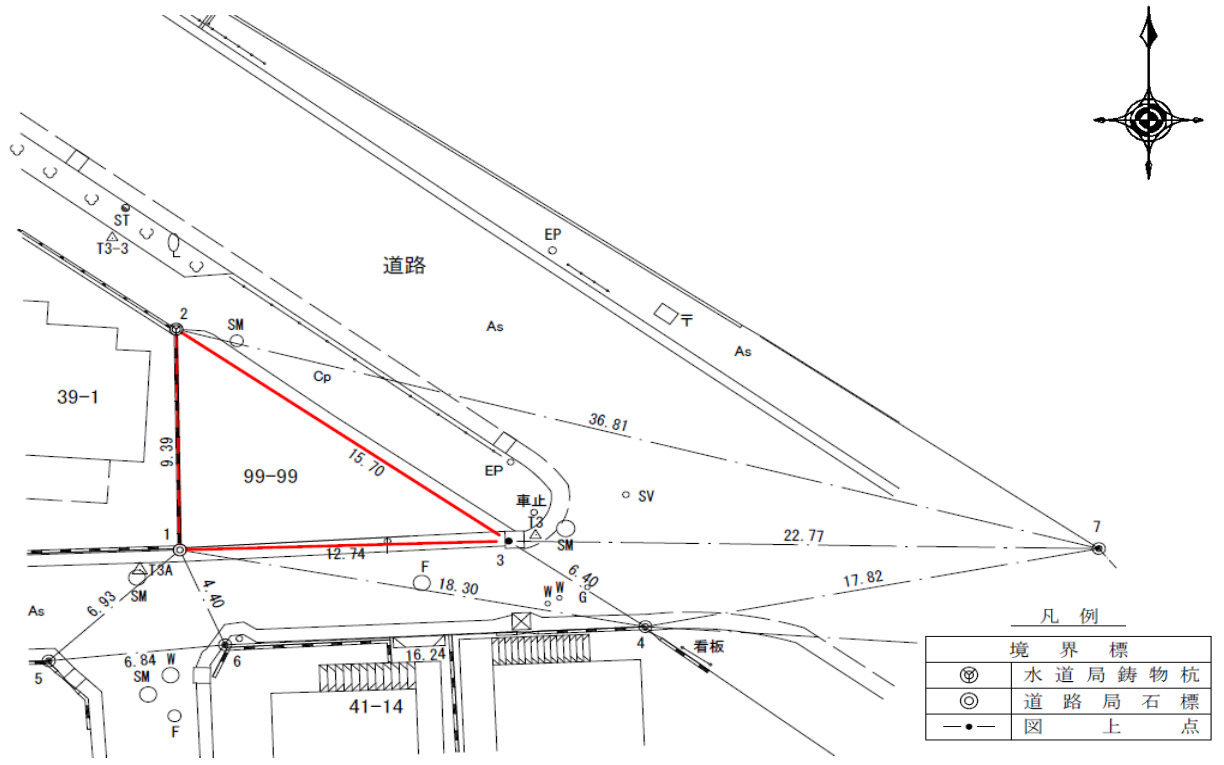
案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

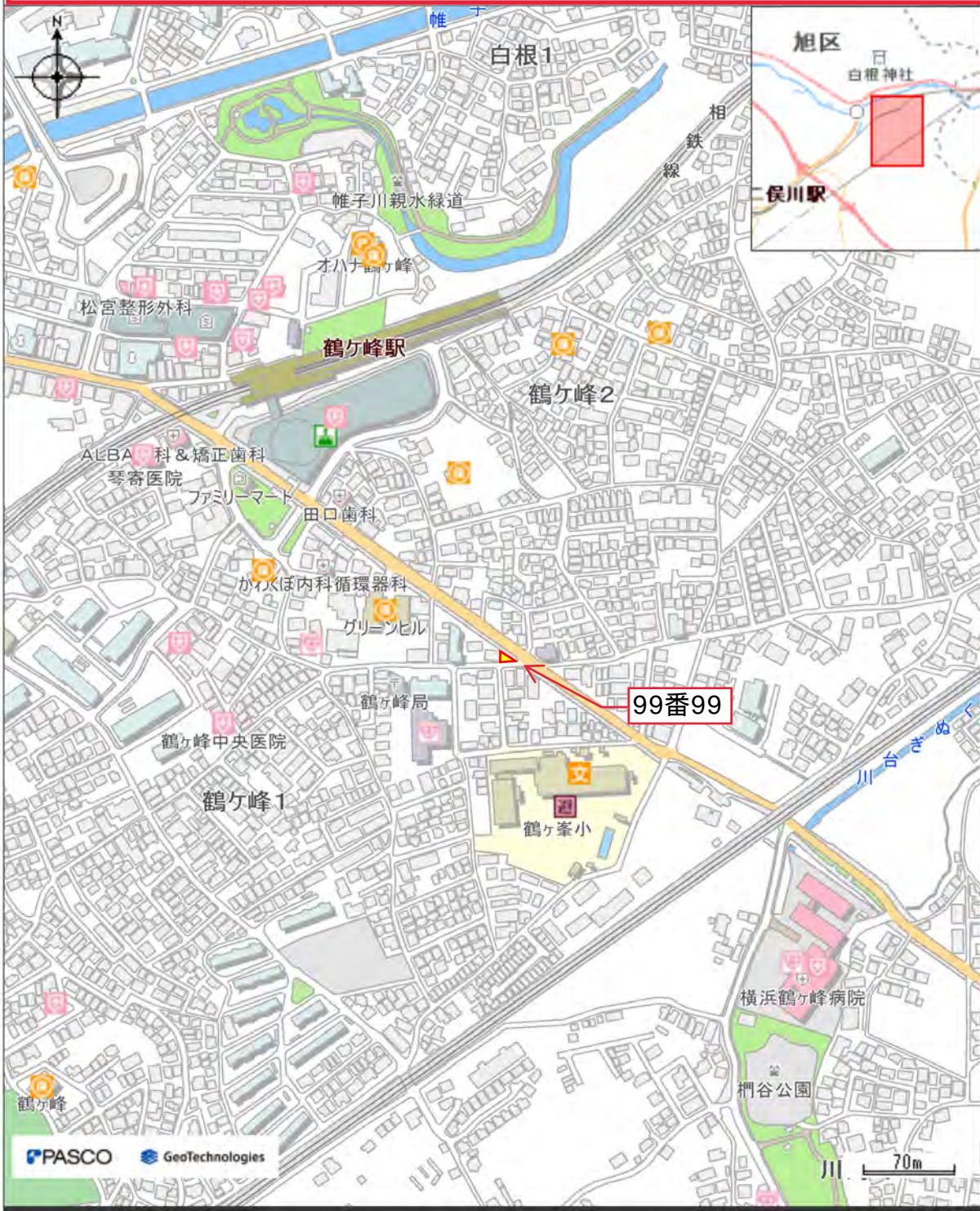
交通機関	相鉄本線「鶴ヶ峰」駅 徒歩5分
------	-----------------

現況図



※一部現況と差異がありますので、現地をご確認ください。

物件番号2838：旭区鶴ヶ峰一丁目99番99



凡例

病院	診療所	地域ケアプラザ	高齢者福祉施設
保育所・幼稚園	小学校	区民活動センター・市民協働推進センター	
指定避難所			



# 案内図



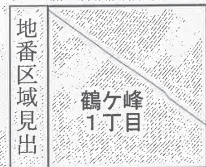




-25646.568 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在		横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目				地番	99番99	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局旭出張所管轄)

令和5年9月25日

横浜地方務局

登記官

請求番号：27-1

(1/1)

公用



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年6月10日	不動産番号	0213000048286
地図番号	Z3 12-4 22-2	筆界特定	余白		
所在	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目				余白
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2278番4	水道用地	9 91		余白	
9.9番9.9	余白	余白		①変更 〔昭和43年4月13日〕	
余白	宅地	59 78		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和63年4月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年6月10日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	大正3年8月6日 第1847号	原因 大正2年11月4日売買 所有者 横浜市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年6月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局旭出張所管轄)  
令和5年9月25日  
横浜地方法務局

登記官

地籍図 (集成図)

中心土地の情報

土地の所在	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目						地 番 99-99	
縮尺	1/500	精度区分	甲3	座標系	9	測地系		日本測地系
調査年月	1979年02月	測図年月	1979年03月	数値・平板区分		数値		
地図番号	横Z0312-4、横Z0322-2							



- イ. 22-17+22-18+22-19
- ロ. 102-19
- ハ. 22-24
- ニ. 102-18
- ホ. 40-13
- ヘ. 40-14
- ト. 102-22
- チ. 40-12
- リ. 40-1
- ヌ. 41-15
- ル. 41-17
- ヲ. 41-9
- ワ. 41-1+41-2

<備考>  
 ・本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。  
 ・各種図面に關する証明は行っていません。  
 ・成果は地籍調査当時のものです。現在の土地の状況と異なる場合があります。  
 ・成果は仮地番です。法務局の地図(公図)及び登記事項と異なる場合があります。  
 ・図面表示の特性から正確な縮尺での表示、印刷はできません。  
 ・地籍図原図が必要な場合や御不明点がありましたら職員にお問い合わせください。

<測地系について>  
 ・横浜市の地籍調査は、平成11年度までは日本測地系、平成20年度(旭区今宿南町)のみ世界測地系(測地成果2000。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない)、平成21年度からは世界測地系(測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている)となっています。

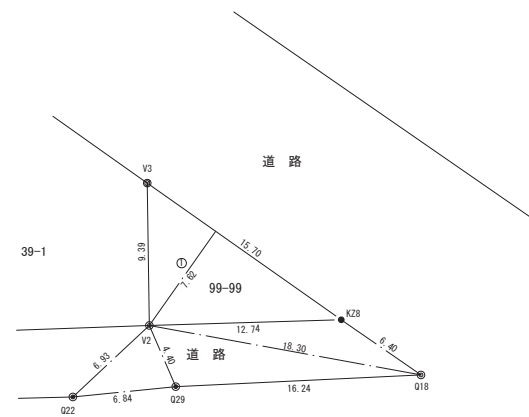
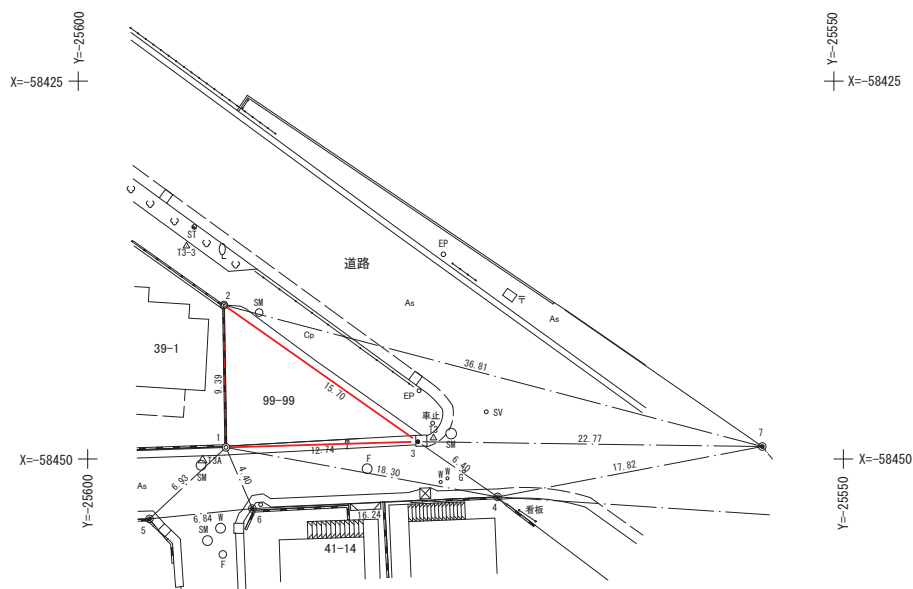






水道用地平面図

水道用地求積図



求積表

地番	99-99			倍面積
符号	底辺	高さ		
①	15.70	7.62		119.6340
		合計		119.6340
		合計		59.817000
		合計		59.81 m <sup>2</sup>

現地 確認	座 標 値			
	索引番号	X	Y	点の記又は番号
道路局石標	1	-58449.234	-25590.228	V2
水道局辨物杭	2	-58439.816	-25590.365	V3
図上点	3	-58448.857	-25577.529	K28
道路局石標	4	-58452.507	-25572.253	Q18
道路局辨物杭	5	-58453.963	-25595.289	Q22
道路局辨物杭	6	-58453.281	-25588.480	Q29
道路局辨物杭	7	-58449.177	-25554.739	Q31

凡 例

—	境界 標
⊙	水道局 辨物 杭
◎	道路局 石 標
—●—	図 上 点

測 面積測 定方法	方法	縮尺	測 積
		多角方式 三斜法	1:250 実面積

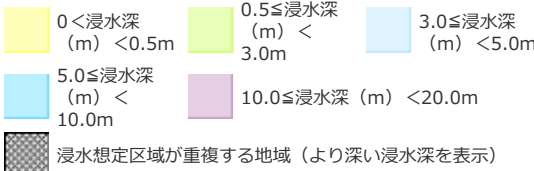
「水道用地平面図」及び「水道用地求積図」は横浜市(売主)が業務委託により平成31年2月に作成した測量資料です。  
本物件は公簿面積(59.78㎡)により売却します。

# 物件番号2838 (洪水/鶴見川等最大規模)

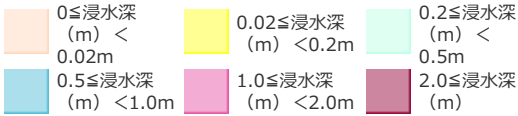


## (凡例)

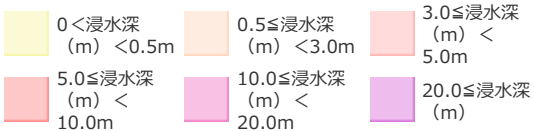
### 【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)



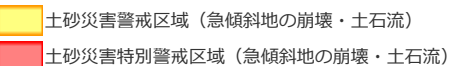
### 【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)



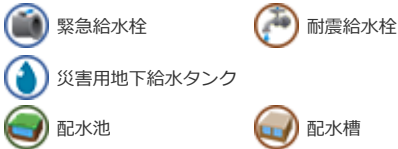
### 【高潮】浸水想定区域



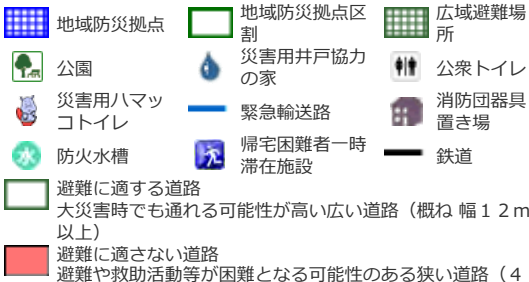
### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



### 緊急時給水マップ



### その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
鶴ヶ峯小学校

### 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

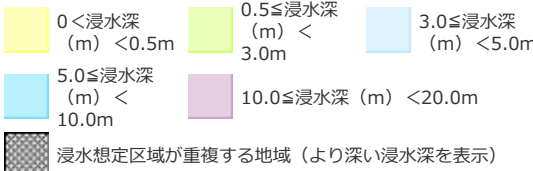
横浜市総務局  
2024/2/15 9:35:38

# 物件番号2838 (洪水/鶴見川等以外計画規模)

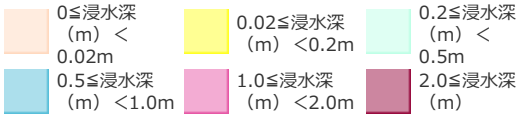


## (凡例)

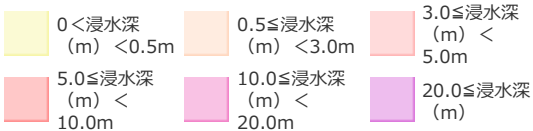
### 【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)



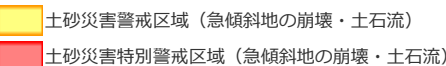
### 【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)



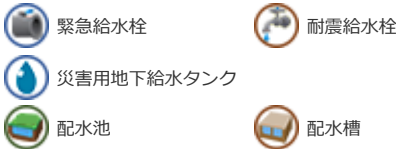
### 【高潮】 浸水想定区域



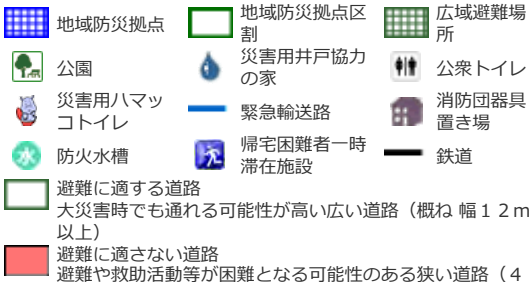
### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



### 緊急時給水マップ



### その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割

鶴ヶ峯小学校

### 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局  
2024/2/15 9:34:6





**(凡例)**

**【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)**

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

**【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)**

- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
- 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
- 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
- 2.0 ≤ 浸水深 (m)

**【高潮】 浸水想定区域**

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 20.0 ≤ 浸水深 (m)

**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

**緊急時給水マップ**

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

**その他**

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハットコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路 (大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅1.2m以上))
- 避難に適さない道路 (避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
鶴ヶ峰小学校

**注意：**

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

# 物件番号2838 (高潮)



(凡例)

**【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)**

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

**【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)**

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

**【高潮】 浸水想定区域**

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**

土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

**緊急時給水マップ**

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

**その他**

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハッコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路		
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅12m以上)		
避難に適さない道路		
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4		

**下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。**

地域防災拠点区割  
鶴ヶ峰小学校

**注意：**  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。  
【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局  
2024/2/15 9:34:34

# 物件番号2838 (土地使用承諾書様式)

第1号様式 (第4条第2項)

## 土地使用承諾書

令和 年 月 日

旭土木事務所長 様

住所

氏名

印

印

[ 法人の場合は、その  
名称及び代表者氏名 ]

所在	地番	地目	地積 [m <sup>2</sup> ]
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>

私有地の上記の土地をこのたび横浜市において施設の設置用地として次の条件により  
使用することを承諾します。

1 期間

本日からの施設の存する期間

2 使用料

無償

3 承継

私において所有権を移転する場合は、同一条件にて新所有権者に施設の設置用地と  
して横浜市が使用する権利を引き継ぎます。

添付資料として以下の書類を  
併せて提出してください。

- ・案内図
- ・公図
- ・全部事項証明書
- ・平面図(求積図)

(備考) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

(A4)



所在地 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 9 9 番 9 9

物件番号2838

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ずご確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ずご確認ください。

